

平成30年3月期
中間決算資料

平成29年11月



○損益計算書の概要【連結】

(単位:億円)

		平成30年3月期		平成29年3月期	(参考) 通年
		中間期 (A)	(A) - (B)	中間期 (B)	平成29年3月期
連結業務粗利益	1	547	△ 3	550	1,079
資金利益	2	509	29	480	919
役務取引等利益	3	39	△ 7	46	130
その他業務利益	4	△ 1	△ 25	23	29
営業経費	5	△ 280	△ 37	△ 242	△ 511
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6	267	△ 41	308	568
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	7	—	—	—	—
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	8	267	△ 41	308	568
臨時損益(△は費用)	9	510	△ 44	554	656
不良債権関連処理額	10	—	0	△ 0	△ 0
貸倒引当金戻入益・取立益等	11	158	46	112	46
株式等関係損益(*1)	12	54	△ 174	229	235
持分法による投資損益	13	33	5	27	40
その他	14	263	77	186	335
うちファンド関連損益	15	184	83	101	176
経常利益	16	777	△ 85	863	1,225
特別損益	17	△ 0	0	△ 0	△ 0
税金等調整前中間(当期)純利益	18	777	△ 85	862	1,224
法人税等合計	19	△ 204	25	△ 230	△ 346
中間(当期)純利益	20	572	△ 59	632	877
非支配株主に帰属する中間(当期)純利益	21	1	1	0	1
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	22	571	△ 60	631	876
与信関係費用(△は費用)(*2)	23	158	47	111	45
株式・ファンド関係損益(*3)	24	239	△ 91	330	411

(*1) 株式等関係損益 = 投資損失引当金戻入益(△繰入額) + 株式等償却(△) + 株式等売却益(△売却損)

(*2) 与信関係費用(△費用) = 貸倒引当金戻入額(△繰入額) + 偶発損失引当金戻入額(△繰入額) + 貸出金償却(△) + 償却債権取立益 + 債権売却益(△売却損)

(*3) 株式・ファンド関係損益 = 株式等関係損益 + ファンド関連損益

(単位:社)

		平成29年9月末		平成29年3月末	平成28年9月末
		(A)	(A) - (B)	(B)	
連結子会社数	25	30	3	27	25
非連結子会社数	26	47	7	40	36
持分法適用関連会社数	27	27	1	26	26
持分法非適用関連会社数	28	104	5	99	95

○損益計算書の概要【単体】

(単位:億円)

		平成30年3月期		平成29年3月期	(参考) 通年
		中間期 (A)	(A) - (B)	中間期 (B)	平成29年3月期
業務粗利益	1	558	14	544	1,106
資金利益	2	519	31	487	955
役務取引等利益	3	40	△ 5	45	124
その他業務利益	4	△ 1	△ 12	10	25
営業経費	5	△ 235	△ 11	△ 223	△ 452
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6	323	2	321	654
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	7	—	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	8	323	2	321	654
臨時損益(△は費用)	9	397	△ 65	462	484
不良債権関連処理額	10	—	0	△ 0	△ 0
貸倒引当金戻入益・取立益等	11	159	46	112	47
株式等関係損益(*1)	12	53	△ 174	227	233
その他	13	184	61	123	203
うちファンド関連損益	14	177	74	102	172
経常利益	15	721	△ 62	784	1,138
特別損益	16	△ 0	0	△ 0	△ 1
税引前中間(当期)純利益	17	721	△ 62	783	1,136
法人税等合計	18	△ 192	32	△ 225	△ 335
中間(当期)純利益	19	528	△ 30	558	801
与信関係費用(△は費用)(*2)	20	159	47	111	47
株式・ファンド関係損益(*3)	21	231	△ 99	330	406

(*1) 株式等関係損益=投資損失引当金戻入益(△繰入額)+株式等償却(△)+株式等売却益(△売却損)

(*2) 与信関係費用(△費用)=貸倒引当金戻入額(△繰入額)+偶発損失引当金戻入額(△繰入額)+貸出金償却(△)+償却債権取立益+債権売却益(△売却損)

(*3) 株式・ファンド関係損益=株式等関係損益+ファンド関連損益

○利鞘【単体】

(単位:%)

		平成30年3月期		平成29年3月期	(参考) 通年
		中間期 (A)	(A) - (B)	中間期 (B)	平成29年3月期
資金運用利回り	1	1.30%	△0.04%	1.34%	1.31%
貸出金利回り	2	1.22%	△0.08%	1.30%	1.28%
有価証券利回り	3	1.46%	0.22%	1.24%	1.15%
資金調達原価(含む経費)	4	1.05%	△0.12%	1.17%	1.15%
外部負債利回り(*1)	5	0.69%	△0.12%	0.81%	0.79%
総資金利鞘(1-4)	6	0.25%	0.08%	0.17%	0.16%
貸出金利幅(2-5)	7	0.52%	0.04%	0.48%	0.49%
貸出金利鞘(2-4)	8	0.17%	0.04%	0.13%	0.13%

(*1)「外部負債」=債券+コールマネー+借入金+短期社債+社債

○自己資本比率【連結】【単体】

国際統一基準

(単位:億円)

		平成29年9月末		平成29年3月末	平成28年9月末
		(A)	(A) - (B)	(B)	
連結総自己資本比率	1	16.68%	△0.78%	17.47%	18.34%
連結Tier1比率	2	16.50%	△0.72%	17.22%	18.11%
連結普通株式等Tier1比率	3	16.50%	△0.72%	17.22%	18.11%
連結における総自己資本の額	4	29,737	309	29,427	28,789
リスク・アセットの額	5	178,223	9,816	168,406	156,975
単体総自己資本比率	6	15.57%	△0.66%	16.24%	16.96%
単体Tier1比率	7	15.40%	△0.60%	16.00%	16.75%
単体普通株式等Tier1比率	8	15.40%	△0.60%	16.00%	16.75%
単体における総自己資本の額	9	29,562	425	29,137	28,520
リスク・アセットの額	10	189,758	10,381	179,376	168,073
連結レバレッジ比率	11	16.60%	△0.09%	16.70%	17.25%

○その他決算説明資料(平成30年3月期中間期)

1. 期別投融資額及び資金調達額状況(フロー)【単体】

(単位:億円)

	平成29年3月期 中間期(6ヵ月実績)	平成29年3月期 (12ヵ月実績)	平成30年3月期 中間期(6ヵ月実績)	平成30年3月期 (12ヵ月予算) ^{*9}
投融資額	13,256	40,126	10,671	23,150
融資等 ^{*1}	12,308	38,058	9,764	} 23,150
投資 ^{*2}	947	2,067	906	
資金調達額	13,256	40,126	10,671	23,150
財政投融資	2,155	11,277	3,990	6,500
財政融資資金	—	8,000	1,500	3,000
政府保証債(国内債)	502	1,504	500	1,500
政府保証債(外債) ^{*3}	1,652	1,773	1,989	2,000
社債(財投機関債) ^{*3*4}	3,034	4,971	2,444	5,000
長期借入金 ^{*5*6*7}	2,183	8,615	2,739	2,600
回収等 ^{*8}	5,882	15,261	1,496	9,050

*1 社債を含む経営管理上の数値であります。

*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

*3 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

*4 短期社債は含んでおりません。

*5 平成30年3月期中間期の長期借入金のうち、危機対応業務に関する株式会社日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」)からの借入はございません。

*6 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

*7 1年内返済予定の借入金は含んでおりません。

*8 産業投資出資金を含んでおります。

*9 平成30年3月期(平成29年度予算)は、年度当初の予算であり、震災対応等にかかる「危機対応業務」等に関する予算は含まれておりません。

(参考①) 融資等残高及び投資残高【単体】

(単位:億円)

	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年9月末
融資等残高 ^{*1}	133,559	137,723	134,408
投資残高 ^{*2}	7,478	8,546	9,097

*1 社債を含む経営管理上の数値であります。

*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

(参考②) 資金調達残高【単体】

(単位:億円)

	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年9月末
資金調達残高	122,110	129,702	129,929
財政投融資等	67,475	71,174	72,489
財政融資資金等 ^{*1}	37,259	43,249	42,839
政府保証債(国内債) ^{*2}	16,300	16,800	16,500
政府保証債(外債) ^{*2*3}	13,915	11,125	13,150
財投機関債 ^{*2*3}	2,720	2,270	1,870
社債(財投機関債) ^{*2*3*4*5}	16,155	16,907	17,780
長期借入金 ^{*6*7}	35,759	39,349	37,789
うち日本公庫より借入	23,833	26,726	24,350
寄託金	—	—	—

*1 産業投資借入金(財政投融資特別会計)等を含んでおります。

*2 債券は額面ベースとなっております。

*3 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

*4 株式会社化以降の発行分であります。

*5 短期社債は含んでおりません。

*6 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

平成29年9月末の融資等残高は、平成29年3月末比3,315億円減少し13兆4,408億円となっております。また、平成29年9月末の投資残高は、平成29年3月末比551億円増加し9,097億円となっております。

一方、平成29年9月末の資金調達残高は、平成29年3月末比227億円増加し12兆9,929億円となっております。増加の主な原因は、債券・社債が増加したこと等によるものです。

2. 貸出金等の状況

I. リスク管理債権の状況

【連結】

(単位:百万円)

	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年3月末比		平成29年9月末
			平成28年9月末比	平成29年3月末比	
破綻先債権	—	—	89	89	89
延滞債権	50,072	46,035	△ 12,732	△ 8,695	37,340
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	24,691	24,860	△ 535	△ 704	24,156
リスク管理債権合計①	74,764	70,896	△ 13,178	△ 9,310	61,586

貸出金残高(末残)②	12,569,262	13,039,526	148,358	△ 321,905	12,717,620
①/②×100(%)	0.59	0.54	△ 0.11	△ 0.06	0.48

【単体】

(単位:百万円)

	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年3月末比		平成29年9月末
			平成28年9月末比	平成29年3月末比	
破綻先債権	—	—	89	89	89
延滞債権	50,072	46,035	△ 12,732	△ 8,695	37,340
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	24,691	24,860	△ 535	△ 704	24,156
リスク管理債権合計①	74,764	70,896	△ 13,178	△ 9,310	61,586

貸出金残高(末残)②	12,763,864	13,210,171	109,378	△ 336,928	12,873,243
①/②×100(%)	0.59	0.54	△ 0.11	△ 0.06	0.48

II. 金融再生法開示債権の状況(部分直接償却実施後)【単体】

(単位:百万円)

	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年3月末比		平成29年9月末
			平成28年9月末比	平成29年3月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,692	316	△ 1,285	89	406
危険債権	48,794	46,132	△ 11,167	△ 8,505	37,626
要管理債権	24,691	24,860	△ 535	△ 704	24,156
合計①	75,178	71,310	△ 12,988	△ 9,120	62,189

(参考) 部分直接償却実施額(平成29年3月末:22,138百万円、平成29年9月末:17,583百万円)

総与信残高(末残)②	12,968,590	13,414,334	141,732	△ 304,012	13,110,322
①/②×100(%)	0.58	0.53	△ 0.11	△ 0.06	0.47

Ⅲ.金融再生法開示債権における保全状況(部分直接償却実施後)【単体】

①保全率

(単位:%)

	平成28年9月末	平成29年3月末			平成29年9月末
			平成28年9月末比	平成29年3月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
危険債権	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
要管理債権	81.5	78.9	△ 0.6	2.0	80.9
開示債権合計	93.9	92.7	△ 1.3	△ 0.1	92.6

②信用部分に対する引当率

(単位:%)

	平成28年9月末	平成29年3月末			平成29年9月末
			平成28年9月末比	平成29年3月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
危険債権	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
要管理債権	62.4	58.1	△ 2.2	2.1	60.2
開示債権合計	88.3	84.7	△ 4.9	△ 1.3	83.3

③その他の債権に対する引当率

(単位:%)

	平成28年9月末	平成29年3月末			平成29年9月末
			平成28年9月末比	平成29年3月末比	
要管理債権以外の要注意先債権	7.7	16.8	3.7	△ 5.4	11.4
正常先債権	0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.1

Ⅳ.与信関係費用

【連結】

【単体】

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
	中間期(6ヵ月実績)	中間期(6ヵ月実績)	中間期(6ヵ月実績)	中間期(6ヵ月実績)
与信関係費用(△)	11,163	15,869	11,185	15,940
貸倒引当金繰入(△)・戻入	11,015	13,826	11,036	13,897
一般貸倒引当金繰入(△)・戻入	11,369	9,784	11,391	9,855
個別貸倒引当金繰入(△)・戻入	△ 354	4,042	△ 354	4,042
偶発損失引当金繰入(△)・戻入	1	40	1	40
貸出金償却(△)	△ 12	—	△ 12	—
償却債権取立益	211	2,001	211	2,001
貸出債権売却損(△)益	△ 53	—	△ 53	—

Ⅴ.第三セクター向けリスク管理債権の状況【連結】

(単位:百万円)

	平成28年9月末	平成29年3月末			平成29年9月末
			平成28年9月末比	平成29年3月末比	
破綻先債権	—	—	—	—	—
延滞債権	1,898	1,789	△ 411	△ 302	1,486
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	13,003	12,753	△ 249	△ 0	12,753
リスク管理債権合計①	14,901	14,543	△ 661	△ 303	14,240
貸出金残高(末残)②	278,215	271,577	△ 21,951	△ 15,312	256,264
①/②×100(%)	5.36	5.36	0.20	0.20	5.56

中間連結貸借対照表(平成29年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,502,088	債券	3,148,340
コールローン及び買入手形	30,000	コールマネー及び売渡手形	43,000
金銭の信託	11,041	売現先勘定	61,385
有価証券	1,788,146	借入金	8,355,414
貸出金	12,717,620	短期社債	75,092
その他資産	177,716	社債	1,782,511
有形固定資産	438,966	その他負債	144,332
無形固定資産	37,356	賞与引当金	4,897
退職給付に係る資産	2,460	役員賞与引当金	4
繰延税金資産	7,071	退職給付に係る負債	7,787
支払承諾見返	204,176	役員退職慰労引当金	86
貸倒引当金	△ 41,555	繰延税金負債	26,180
投資損失引当金	△ 379	支払承諾	204,176
		負債の部合計	13,853,210
		(純資産の部)	
		資本金	1,000,424
		危機対応準備金	206,529
		特定投資準備金	280,000
		特定投資剰余金	1,813
		資本剰余金	895,466
		利益剰余金	551,138
		株主資本合計	2,935,371
		その他有価証券評価差額金	46,415
		繰延ヘッジ損益	30,601
		為替換算調整勘定	△ 1,141
		退職給付に係る調整累計額	△ 434
		その他の包括利益累計額合計	75,441
		非支配株主持分	10,687
		純資産の部合計	3,021,499
資産の部合計	16,874,710	負債及び純資産の部合計	16,874,710

中間連結損益計算書

〔平成29年4月1日から
平成29年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	162,366
資金運用収益	96,533
(うち貸出金利息)	(78,569)
役員取引等収益	4,832
その他の業務収益	4,333
その他の経常収益	56,667
経常費用	84,594
資金調達費用	45,553
(うち債券利息)	(16,317)
(うち借入金利息)	(26,764)
役員取引等費用	929
その他の業務費用	4,509
営業経費	28,006
その他の経常費用	5,595
経常利益	77,772
特別利益	0
特別損失	16
税金等調整前中間純利益	77,755
法人税、住民税及び事業税	18,263
法人税等調整額	2,220
法人税等合計	20,483
中間純利益	57,272
非支配株主に帰属する中間純利益	170
親会社株主に帰属する中間純利益	57,101

中間連結株主資本等変動計算書

〔平成29年4月1日から
平成29年9月30日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	1,000,424	206,529	230,000	1,813	945,466	513,758	2,897,991
当中間期変動額							
資本剰余金から特定投資準備金への振替			50,000		△ 50,000		—
剰余金の配当						△ 19,721	△ 19,721
親会社株主に帰属する中間純利益						57,101	57,101
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	50,000	—	△ 50,000	37,379	37,379
当中間期末残高	1,000,424	206,529	280,000	1,813	895,466	551,138	2,935,371

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	45,017	33,680	△ 1,271	△ 484	76,941	11,352	2,986,284
当中間期変動額							
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
剰余金の配当							△ 19,721
親会社株主に帰属する中間純利益							57,101
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,398	△ 3,078	130	50	△ 1,500	△ 665	△ 2,165
当中間期変動額合計	1,398	△ 3,078	130	50	△ 1,500	△ 665	35,214
当中間期末残高	46,415	30,601	△ 1,141	△ 434	75,441	10,687	3,021,499

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社 30 社

主要な会社名

DBJ Singapore Limited

(株)日本経済研究所

DBJ Europe Limited

D B J リアルエステート(株)

D B J 投資アドバイザー(株)

D B J キャピタル(株)

D B J 証券(株)

D B J アセットマネジメント(株)

(株)価値総合研究所

政投銀投資諮詢（北京）有限公司

(株)コンシスト

(連結の範囲の変更)

合同会社アセット投資事業 4 号を営業者とする匿名組合他 1 社は出資により、GRAPE, LLC は設立により、当中間連結会計期間から連結しております。

② 非連結の子会社 47 社

主要な会社名

UDS コーポレート・メザニン 2 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

鬼怒川ゴム工業(株)、ADVANIDE HOLDINGS PTE. LTD.

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社

該当ありません。

② 持分法適用の関連会社 27 社

主要な会社名

(株)AIRDO

(持分法適用の範囲の変更)

四日市霞パワー(株)は重要性が増加したことにより、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社 47 社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連会社 104 社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結の子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)伸和精工、(株)ソシオネクスト、Minebea Intec GmbH、

エスアイアイ・セミコンダクタ(株)、関東運輸(株)、(株)大將軍、PT. PETROTEKNO、

C&A Tool Engineering, Inc.、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、

VIETNAM DATA AND AERIAL SYSTEM COMPANY LIMITED

(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

(3) 連結される子会社の間中間決算日等に関する事項

中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結される子会社の間中間財務諸表を使用しております。

連結される子会社の間中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 22 社

8 月末日 1 社

9 月末日 7 社

なお、中間連結決算日と上記中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物　　3年～50年

その他　　4年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額

とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,583百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退

職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建
その他有価証券（債券以外）

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び国内の連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

一部の国内の連結される子会社の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息については、資産の取得原価に算入しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 非連結子会社及び関連会社の株式及び出資額総額 186,890 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 25,546 百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 89 百万円、延滞債権額は 37,340 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 24,156 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 61,586 百万円であります。

なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	12,035 百万円
有価証券	59,765 百万円
その他資産	683 百万円
有形固定資産	152,035 百万円
無形固定資産	91 百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定	61,385 百万円
借入金	143,884 百万円
社債	4,750 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 208,884 百万円及び貸出金 527,459 百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として有価証券 34,425 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 16,040 百万円及び中央清算機関差入証

抛金 30,127 百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第 17 条及び旧日本政策投資銀行法第 43 条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券 891,289 百万円の一般担保に供しております。

8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

ノンリコース債務

借入金	143,884 百万円
社債	4,750 百万円

当該ノンリコース債務に対応する資産

現金預け金	12,035 百万円
その他資産	683 百万円
有形固定資産	152,035 百万円
無形固定資産	91 百万円

9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、733,878 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 397,095 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 21,063 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 6,785 百万円であります。

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条の 22 等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第 2 条の 25 の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えるこ

ととなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

13. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益 13,826 百万円、株式等売却益 5,751 百万円、持分法による投資損益 3,343 百万円、投資事業組合等利益 20,434 百万円、土地建物賃貸料 4,389 百万円及び売電収入 4,313 百万円を含んでおります。

2. その他経常費用には、投資事業組合等損失 2,229 百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当中間連結会 計期間増加株 式数	当中間連結会 計期間減少株 式数	当中間連結会 計期間末株式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種 類	配当金の 総額	1株当た り配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	19,721 百万円	452円	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注 2) 参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,502,088	1,502,088	—
(2) コールローン及び買入手形	30,000	30,000	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	644,854	658,378	13,523
その他有価証券	466,368	466,368	—
関連会社株式	1,397	6,216	4,818
(4) 貸出金	12,717,620		
貸倒引当金 (* 1)	△41,100		
	12,676,520	13,186,031	509,511
資産計	15,321,229	15,849,082	527,853
(1) 債券	3,148,340	3,266,507	118,166
(2) コールマネー及び売渡手形	43,000	43,000	—
(3) 売現先勘定	61,385	61,385	—
(4) 借入金	8,276,414	8,350,193	73,779
(5) 短期社債	75,092	75,092	—
(6) 社債	1,782,511	1,784,910	2,398
負債計	13,386,744	13,581,088	194,344
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	36,111	36,111	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(849)	(849)	—
デリバティブ取引計	35,261	35,261	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらが無いものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

(2) コールマネー及び売渡手形、並びに(3) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結される子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。）

(5) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行及び連結される子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結される子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円

貨建社債とみて現在価値を算定しております。)

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約）及びクレジットデリバティブ取引であり、割引現在価値等により算定した価額、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 金銭の信託(*1)	11,041
② 非上場株式(*2)(*3)	313,725
③ 組合出資金(*1)	243,378
④ 非上場その他の証券等(*2)(*3)	154,476
⑤ 産業投資借入金(財政投融资特別会計)(*4)	79,000
合 計	801,621

(*1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当中間連結会計期間において、308百万円(うち非上場株式136百万円、非上場その他の証券172百万円)の減損処理を行っております。

(*4) 産業投資借入金(財政投融资特別会計)については、借入時において金利は設定されず、最終償還時に利息額が決定され一括して利息を支払うスキームとなっているため、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成 29 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	100,537	108,773	8,235
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	208,441	211,516	3,075
	その他	173,239	176,137	2,897
	小計	482,218	496,427	14,208
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	130,936	130,405	△530
	その他	31,700	31,545	△154
	小計	162,636	161,950	△685
合計		644,854	658,378	13,523

2. その他有価証券 (平成 29 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	79,222	35,449	43,773
	債券	313,985	309,267	4,717
	国債	55,208	53,761	1,447
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	258,776	255,506	3,270
	その他	5,853	3,581	2,272
	小計	399,061	348,298	50,763
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	812	947	△135
	債券	66,494	66,916	△421
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	66,494	66,916	△421
	その他	80,000	80,000	—
	小計	147,307	147,864	△557
合計		546,368	496,162	50,206

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、135百万円（全額が債券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成29年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	11,041	10,248	793	793	—

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額(注) 61,617円99銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 1,308円70銭

（注）純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、中間連結貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る中間期末の純資産額としております。

第10期中 中間貸借対照表(平成29年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,468,022	債 券	3,148,340
コ ー ル ロ ー ン	30,000	コ ー ル マ ネ ー	43,000
金 銭 の 信 託	9,322	売 現 先 勘 定	61,385
有 価 証 券	1,813,695	借 用 金	8,199,930
貸 出 金	12,873,243	短 期 社 債	75,092
そ の 他 資 産	172,508	社 債	1,777,761
有 形 固 定 資 産	111,911	そ の 他 負 債	138,872
無 形 固 定 資 産	12,428	未 払 法 人 税 等	16,381
前 払 年 金 費 用	1,749	リ ー ス 債 務	1
支 払 承 諾 見 返	204,176	資 産 除 去 債 務	230
貸 倒 引 当 金	△ 41,712	そ の 他 の 負 債	122,258
投 資 損 失 引 当 金	△ 379	賞 与 引 当 金	4,617
		役 員 賞 与 引 当 金	4
		退 職 給 付 引 当 金	6,306
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	75
		繰 延 税 金 負 債	25,234
		支 払 承 諾	204,176
		負債の部合計	13,684,798
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	1,000,424
		危 機 対 応 準 備 金	206,529
		特 定 投 資 準 備 金	280,000
		特 定 投 資 剰 余 金	1,813
		資 本 剰 余 金	895,466
		資 本 準 備 金	895,466
		利 益 剰 余 金	512,551
		そ の 他 利 益 剰 余 金	512,551
		別 途 積 立 金	459,721
		繰 越 利 益 剰 余 金	52,830
		株 主 資 本 合 計	2,896,784
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	43,609
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	29,774
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	73,383
		純資産の部合計	2,970,168
資産の部合計	16,654,966	負債及び純資産の部合計	16,654,966

第10期中 中間損益計算書

〔平成29年4月1日から
平成29年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	149,136
資金運用収益	97,209
(うち貸出金利息)	(79,839)
役員取引等収益	4,202
その他の業務収益	4,333
その他の経常収益	43,391
経常費用	77,012
資金調達費用	45,269
(うち債券利息)	(16,317)
(うち借入金利息)	(26,505)
役員取引等費用	129
その他の業務費用	4,467
営業経費用	23,500
その他の経常費用	3,645
経常利益	72,124
特別利益	0
特別損失	15
税引前中間純利益	72,108
法人税、住民税及び事業税	18,290
法人税等調整額	987
法人税等合計	19,278
中間純利益	52,830

第10期中 中間株主資本等変動計算書

〔平成29年4月1日から
平成29年9月30日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
					資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	230,000	1,813	945,466	945,466	400,474	78,968	479,443	2,863,676
当中間期変動額										
資本準備金から特定投資準備金への振替			50,000		△50,000	△50,000				—
剰余金の配当								△19,721	△19,721	△19,721
別途積立金の積立							59,246	△59,246	—	—
中間純利益								52,830	52,830	52,830
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計	—	—	50,000	—	△50,000	△50,000	59,246	△26,138	33,108	33,108
当中間期末残高	1,000,424	206,529	280,000	1,813	895,466	895,466	459,721	52,830	512,551	2,896,784

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	42,233	33,430	75,664	2,939,340
当中間期変動額				
資本準備金から特定投資準備金への振替				—
剰余金の配当				△19,721
別途積立金の積立				—
中間純利益				52,830
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,375	△3,655	△2,280	△2,280
当中間期変動額合計	1,375	△3,655	△2,280	30,828
当中間期末残高	43,609	29,774	73,383	2,970,168

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物　　3年～50年

その他　　4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,583百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年

数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨ス

ワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 334,420 百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 25,546 百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 89 百万円、延滞債権額は 37,340 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 24,156 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものがあります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,586百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 59,765百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定 61,385百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券208,884百万円及び貸出金527,459百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として有価証券34,425百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金16,040百万円及び中央清算機関差入証拠金30,127百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券891,289百万円の一般担保に供しております。

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、739,878百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが403,095百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 11,305百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は6,785百万円あります。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投

資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益 13,897 百万円、株式等売却益 5,644 百万円及び投資事業組合等利益 20,112 百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、投資事業組合等損失 2,646 百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

該当ありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成 29 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	100,537	108,773	8,235
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	260,441	263,526	3,085
	その他	70,692	71,936	1,244
	小計	431,671	444,236	12,565
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	130,936	130,405	△530
	その他	—	—	—
	小計	130,936	130,405	△530
合計		562,607	574,642	12,034

2. 子会社株式及び関連会社株式 (平成 29 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	6,216	6,181
合計	35	6,216	6,181

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	80,412
関連会社株式	21,232
合 計	101,644

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (平成 29 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	79,094	35,418	43,676
	債券	313,985	309,267	4,717
	国債	55,208	53,761	1,447
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	258,776	255,506	3,270
	その他	5,853	3,581	2,272
	小 計	398,933	348,267	50,666
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	812	947	△135
	債券	66,494	66,916	△421
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	66,494	66,916	△421
	その他	80,000	80,000	—
	小 計	147,307	147,864	△557
合 計		546,241	496,131	50,109

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	255,211
その他	427,920
合 計	683,131

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (時価を把握することが極めて困難なものを除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで

回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、135百万円（全額が債券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成29年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	9,322	9,322	—	—	—

（注）「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	16,750	百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	14,471	
退職給付引当金	1,932	
その他	12,603	
繰延税金資産小計	45,758	
評価性引当額	△37,283	
繰延税金資産合計	8,474	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△17,454	
繰延ヘッジ損益	△13,155	
その他	△3,098	
繰延税金負債合計	△33,708	
繰延税金負債の純額	△25,234	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額(注)	60,686円48銭
1株当たりの中間純利益金額	1,210円81銭

(注)純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、中間貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る中間期末の純資産額としております。